

令和 5 年度
税制及び執行に関する要望書
(間 接 税 関 係)

令和 4 年 7 月

全 国 間 税 会 総 連 合 会

令和 5 年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1－1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

（理 由）

国の令和 4 年度一般会計当初予算は、いわゆる「十六か月予算」の考え方の下、令和 3 年度補正予算と一体として編成し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るための予算として、前年度当初（約 106.6 兆円）に比べ 0.9% 増の約 107.6 兆円となっており、10 年連続で過去最大を更新する規模になっている。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度当初（約 57.4 兆円）に比べ約 7.8 兆円多い過去最高の約 65.2 兆円と見積もられている。

その内訳は、所得税収が約 20.4 兆円、法人税収が約 13.3 兆円、消費税収が約 21.6 兆円と見積もられており、国税収入に占める消費税収のウェイトは 33.1%（前年度当初 35.4%）となっており、最も税収の多い基幹税となっている。

また、公債発行額は前年度当初（約 43.6 兆円）に比べ約 6.7 兆円少ない約 36.9 兆円と見込まれ、その公債依存度は前年度当初の 40.9% から 34.3% に縮小すると見込まれている。令和 4 年度末の公債（普通国債）残高見込額は約 1,026 兆円に拡大し、国民一人当たり約 820 万円（試算額）にも匹敵する膨大な借金を抱えている状況にある。

更に物価高騰の「緊急対策」に使う予備費の積増し等などが盛り込まれた「令和 4 年度補正予算案」が令和 4 年 5 月 31 日に国会で成立したが、2.7 兆円の歳出全額は赤字国債で賄うこととされている。

一方、歳出面を見ると、歳出の約 34% も占める社会保障関係費は連年増加しており、令和 4 年度においては、看護、介護、保育等の現場で働く方々の処遇改善に必要な経費を確保しつつ、診療報酬のメリハリある改定や市場価格を反映した薬価改定などにより、前年度当初（約 35.8 兆円）に比べ 1.2% 増の約 36.3 兆円となっており、今後、更に増加することが見込まれる。

また、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支（プライマリーバランス、すなわち政策的経費（歳出総額から国債費を除いた額）を税収等（歳入総額から公債金を除いた額）で賄えているかどうかを示す指標）」は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況にある。

令和 4 年度当初予算の赤字見込額は、新型コロナウイルス感染症による莫大な財政出動が行われた前年度当初（約 20.4 兆円）に比べて減少しているものの、約 13.0 兆円と見込まれており、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針

(経済財政運営と改革の基本方針)で黒字化目標年限の2025年度が削除されるなど、プライマリーバランスの黒字化が実現されるのか不透明な状況にあると考えられる。

したがって、新型コロナウイルス感染症の収束状況や為替の安定化、更にはウクライナ侵攻によるロシアへの経済制裁による国内経済への影響等を踏まえながら、財政の健全化を図るための中期的な道筋を探っていくことが必要であると考えられる。

私たち間税会に関わりが深い消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられ、令和元年10月からは消費税率の10%への再引き上げと併せて軽減税率制度が実施された。

そして、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費(年金・医療・介護・少子化対策)に充てることが法制上明確化(社会保障目的税化)されているとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されている。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、今次の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めている。

しかしながら、一連の消費税の増税により国民に多大な負担増をお願いしていることや、新型コロナウイルス感染症に対処するため公債発行による莫大な財政出動が行われていること、更にはロシアによるウクライナ侵攻や超円安傾向による国内物価の値上げ等により、国民生活や国内経済が非常に傷んでいることに鑑み、次に掲げる行財政改革などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費の抜本的な見直し、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについて徹底した歳出削減などを行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 今次の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されているものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和4年度末で約1,026兆円と見込まれていることから、引き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。
- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、真の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者に多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の廃止を強く求めるものであるが、軽減税率が存置される場合にはその対象範囲は極力限定すること。
- (5) 消費税率の引上げに伴う逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)については、軽減税率に代えて真の低所得者対策となると考えられる一定の低所得者に限定

して負担を緩和する「簡素な給付措置」などで対処すること。

- (6) 令和 5 年 10 月から導入予定である適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、「優越的地位の濫用」に該当しないよう周知・啓発に努めるとともに、「優越的地位の濫用」等に該当する行為に対しては、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処すること。

* 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応を検討される際に活用していただくことを目的に、財務省・公正取引委員会等の関係官庁は令和 4 年 1 月 19 日(改正:令和 4 年 3 月 8 日)付の文書「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A)」を公表していることから、独占禁止法等に違反する行為に対しては、厳正に対処すること。

1-2 新型コロナウイルス感染症による経済的被害者等への必要な対策の実施と財政健全化施策の検討

〔要 旨〕

「新型コロナウイルス感染症」による経済的被害者等に対しては、今後とも必要な対策を実施するとともに、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された莫大な新規公債等により、財政は更に悪化していることから、日本経済の回復状況等を注視しながら、中長期的な視点に立った検討を進め、財政の健全化の道筋を示すべきである。

(理 由)

「新型コロナウイルス感染症」による経済的被害者への支援策や日本経済を回復するための各種施策については、感染状況の推移を注視しつつ、引き続き、必要な対策を講ずるべきである。

他方、「新型コロナウイルス感染症」対策として莫大な赤字公債の発行による財政出動により、令和 4 年度末の公債残高見込額は約 1,000 兆円を超える膨大な借金を抱える状況にある。また、令和 4 年度補正予算ではガソリン価格の高騰等に対する「緊急対策」として 2.7 兆円の予算が計上され、全額を赤字国債の発行で賄うこととされており、財政悪化に歯止めがかからない状況にある。

したがって、歳出・歳入両面において財政の健全化の取組みを強力に進めるとともに、社会経済の回復状況等を踏まえながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めることが適当であると考えられる。

その場合、消費税率を引き上げるという考え方もあろうが、消費税の税収は社会保障財源に特化されていること等を考えると、消費税収の使途の枠組みは堅持することが望ましいと考えられる。

したがって、「新型コロナウイルス感染症」対策等の財源として新規に発行された

公債の償還財源については、例えば、東日本大震災の財源対策として講じられた「復興特別所得税」のように、所得税や法人税の基幹税と併せて徴収する「特別税」の創設などについて議論を進め、結論を得ることが適当と考えられる。

(注)「新型コロナウイルス感染症」による経済社会への影響を緩和する観点から、消費税率の引下げを求める声がある。

しかしながら、今次の消費税率の引上げは「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から、国の消費税収は増収分を含めて社会保障 4 経費に充てるとともに、地方消費税収についても 1%分を除き社会保障財源化されていることや、現在でも社会保障財源の全てを国・地方の消費税収で賄うことが出来ない状況にあることを考え合わせると、消費税率を引き下げることは絶対に避けることが望ましいと考えられる。

2 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(理 由)

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まっていることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

付 記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会(全間連)では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度(消費税制度)」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年 4 月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年 10 月から消費税率の 10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆

進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度(還付制度)」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度(還付制度)又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

[軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持]

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

- ① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

* 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。

- ② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと。
- ③ 消費税の税収は、社会保障財源に用途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。
- ④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス(適格請求書)が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

[逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)]

消費税の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度(還付制度)」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充(補足)」により対処すべきである。

(補 足)

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、今後、新機

能が付加され、最終的には納税や給付、更には個人の所得が把握できるようになれば、消費税率の引上げの際に問題とされる逆進性対策にも、マイナンバーを活用した「簡素な給付措置」で対応することが可能になると考えられる。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

〔要 旨〕

今次の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(理 由)

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(3) 仕入税額控除

〔要 旨〕

令和 5 年 10 月 1 日から導入するとされている「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」は我が国の社会経済構造に馴染まないことや、新型コロナウイルス感染症等の影響により、日本経済がこれほどまでに落ち込むとは想定できなかったことから、令和 5 年 10 月以降も請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続適用すべきであり、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期すべきである。

(理 由)

令和 5 年 10 月 1 日から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には 500 万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられるとともに、最終的には免税事業者制度が形骸化される恐れがある。

また、軽減税率の導入時には、新型コロナウイルス感染症等の影響により、日本経済がこれほどまでに落ち込むとは想定できなかった状況下において、予定どおり

令和 5 年 10 月からインボイス制度が実施される場合には、免税事業者の判定基準（年間課税売上高が 1,000 万円以下）や簡易課税制度の適用判定基準（年間課税売上高が 5,000 万円以下）について、新型コロナウイルス感染症が爆発的に流行し、通常の経済取引が行われていない令和 3 年 10 月以降の基準期間の課税売上高により判定することとなり、適正課税上、大いに問題があると考えられる。

更に全間連が会員を対象に令和 4 年 4 月に実施した「インボイス制度導入への準備状況等」に関するアンケート調査結果によれば、全体の約 4 割に当たる 4,239 名の方々が「登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない」と回答しており、新型コロナウイルス感染症対策等に追われ、インボイス導入準備まで手が届かない事業者が多いものと推察される。

したがって、軽減税率導入後の仕入税額控除の仕組みについては、令和 5 年 10 月以降もインボイス制度に移行することなく、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続適用されることを強く要望する。

それが困難な場合には、準備期間等を考慮し、インボイス制度の導入時期を延期すべきである。

(参考 1) 全国間税会総連合会が会員を対象にして、毎年、実施している「消費税等に関するアンケート調査」において、令和 3 年 4 月に実施した「仕入税額控除制度」に関するアンケート調査結果は、有効回答者 10,378 人社のうち

- ①過半数を超える 53.9%の方々が「区分記載請求書等保存方式を継続すべきである」と回答、
- ②一方、「法律どおり適格請求書等保存方式へ移行すべきである」と回答した者は 13.7%を占めた。

(参考 2) 全国間税会総連合会が、毎年、実施している「消費税等に関するアンケート調査」において、令和 4 年 4 月に実施した「インボイス制度導入への準備状況等」に関するアンケート調査結果は、有効回答者 10,362 人社のうち

- ①「登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない」と回答した者が 40.9%、
- ②次に多かったのが「登録申請書を提出するほか、導入準備作業は進行中である」と回答した者が 24.8%を占めた。

(質 問)		
令和 5 年 10 月から導入予定の、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）については、令和 3 年 10 月から「適格請求書発行事業者の登録申請書」の受付が開始されておりますが、インボイス制度の導入のための会員の皆様の準備状況について該当する欄に「○」を付けてください。		
(回 答)	回答者数/人社	割合/%
①登録申請書を提出するほか、「導入準備作業（請求書等の発行、経理・受発注等のシステムの入替・改修等の作業）は進行中である。	2,569	24.8
②登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない。	1,611	15.5
③登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何も	4,239	40.9

していない。		
④その他・意見	1,943	18.7
合 計	10,362	100.0

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(理 由)

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分(卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業)ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

そのような中で軽減税率の導入により、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

したがって、軽減税率導入による複数税率制度の下でも、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回だけではなく、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることにについて検討すべきである。

＊中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ①年税額が 48 万円を超え 400 万円以下の場合 | 年 1 回 |
| ②年税額が 400 万円を超え 4,800 万円以下の場合 | 年 3 回 |
| ③年税額が 4,800 万円を超える場合 | 年 11 回 |
- (注) 地方消費税額を除く。

(7) 輸出物品販売場における免税制度の高度化

〔要 旨〕

令和 4 年度の改正において、免税対象者が見直しされることとなり、手続の一部がデジタル化されることとなったことは、免税手続を向上させる望ましい改正であると評価している。

一方で免税購入品の確認と判断が免税店に委ねられており、免税手続の更なる簡素化と免税店の税務リスク軽減に繋がるような措置を行うべきである。

更に更新制の導入等により、許可された免税店の適正管理が行われ、分かり易い制度運用に繋がるような措置を行うべきである。

(理 由)

(1) 免税対象となる物品は「通常生活の用に供する」とされているが、基準が明確でなく、その判断が免税店に委ねられているため、免税店が税務リスクを負っている状態である。加えて「通常生活の用に供しない」と疑われる購入が散見される状況にあることを踏まえ、免税制度の更なる発展のため、免税対象となる物品の判断基準を明確化し手続を簡素化する必要がある。更に将来的には免税店での判断が不要となる仕組みを検討すべきである。

(2) 免税店許可に一定の有効期限を設け、更新に当たっては一定の講習を義務付ける等の措置を行うことで、制度に関する理解の深耕と適正な制度運用を担保する必要がある。

＊令和 4 年度税制改正において、全国間税会総連合会が改正要望していた免税購入できる非居住者の範囲等について見直しが行われ、令和 5 年 4 月 1 日から適用される予定である。

3 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要 旨〕

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理 由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

(2) 自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税の是正

〔要 旨〕

自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理 由)

- ・石油ガス税の廃止

自動車燃料用の LP ガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

- ・自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LP ガス自動車には免税措置がない。

その他、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

〔要 旨〕

平成 25 年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、こ

の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入等により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入等により、適用税率や区分経理、更にはインボイスの発行などに関する相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

〔要 旨〕

軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要があるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まるとともに、インボイス制度の導入により、適正なインボイスの発行が求められる。

したがって、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 消費税に関する広報活動の強化

〔要 旨〕

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入

されるとともに、令和 5 年 10 月からインボイス制度が導入されるなど、新たな制度に改組されるとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率制度の導入や、令和 5 年 10 月からのインボイス制度の導入などにより新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）などについても更に広報・周知に努めるべきである。

全国間税会総連合会では、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育の推進

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるためには、義務教育期間中は租税教育を正規の単元として位置付けるなど、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の平成 27 年 10 月 26 日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組については、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

〔要 旨〕

消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年度の消費税の滞納残高が 21 年振りに増加に転じたこと等を踏まえ、消費税の滞納の未然

防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、全国間税会総連合会では従来から「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年度の滞納残高が 21 年振りに増加に転じたことから、日本経済状況等も踏まえながら、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

〔要 旨〕

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置(平成 25 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで適用)」が令和 3 年 3 月末の期限を持って失効され、4 月 1 日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、必ずしも消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっているとは認められないものが散見される。

消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインは、既に消費者庁が作成し、公表しているものの、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にある。

また、全国間税会総連合会が会員を対象にして令和 4 年 4 月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の 54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

(理 由)

消費税率の引上げが 5%から 8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から平成 25 年 10 月より創設された「総額表示に関する消費税法の特例措置」は令和 3 年 3 月 31 日の期限を持って失効され、4 月 1 日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

「総額表示の義務付け」は、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものであるが、その総額表示の実態を見ると、参考資料【総額表示の実例(税抜・税込並列表示)】のとおり、税抜価格を本書表示し、税込価格を括弧書で極めて小さく表示する並列表示が大部分となっており、税込価格が一目で分かるような総額表示の趣旨に反するものが散見される状況にある。

また、全国間税会総連合会が会員を対象にして令和 4 年 4 月に実施した「総額表

示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の 54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。
(参考) 全国間税会総連合会が、毎年、実施している「消費税等に関するアンケート調査」において、令和 4 年 4 月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果は、有効回答者 10,362 人社のうち

- ①過半数を超える 54.1%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため、行政指導を徹底すべきである」と回答、
②次に多かったのが「現行の表示方法で特に問題はない」と回答した者が 38.0%占めた。

(質 問)		
事業者が消費者へ販売する場合の消費税の価格表示については、全国間税会総連合会の要望どおり、令和 3 年 4 月 1 日から「消費税法に規定する総額表示」に統一されました。しかしながら、その実態を見ますと「消費者が消費税額を含む価格を一目で分かるような表示になっているとは認められない」ものが散見されるため、全国間税会総連合会では「総額表示義務の適正化を図るための行政指導を充実すべきである」と要望しておりますが、総額表示義務の実態に対する会員の皆様の評価・見方について該当する欄に「○」を付けてください。		
(回 答)	回答者数/人 社	割合/%
①消費者が「税込価格」を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである。	5,609	54.1
②現行の表示方法で特に問題はない。	3,940	38.0
③税込価格を表示する「総額表示方式」よりは、令和 3 年 3 月末まで認められていた「税抜価格表示」が望ましい。	517	5.0
④その他・意見	296	2.8
合 計	10,362	100.0

5 マイナンバー制度の普及拡大等

〔要 旨〕

平成 28 年 1 月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。

(理 由)

平成 28 年 1 月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知

活動などに努めるべきである。

マイナンバーについては、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、今後は健康保険証や自動車運転免許証の機能も付加される予定であり、中長期的にはマイナンバーと公的給付受取口座や自分の全ての預貯金口座とリンクさせる新機能も付加することが予定されている。

マイナンバーにこのような新機能が付加されることにより、国の行政機関や地方公共団体の間で情報のやり取りを効率化できるとともに、個人も手続の際に提出書類が減るなどの効果が期待できるほか、最終的には納税や給付、更には個人の所得が把握できるようになれば、例えば消費税の税率引上げの際の逆進性対策にもマイナンバーを活用した「簡素な給付措置」で対応することが可能となると考えられる。

(参考資料)

総額表示の実例 (税抜・税込並列表示)

【税込価格が分かり難い実例】

店頭表示の実例



チラシの実例



【税込価格が分かり易い実例】
店頭表示の実例

